

「株式等振替制度における非上場株式等の取扱いに係る要綱」に係るパブリックコメントの結果について

当社グループでは、「株式等振替制度における非上場株式等の取扱いに係る要綱」について、本年4月28日から5月29日までの間、パブリックコメントを募集いたしました。お寄せいただいたご意見の概要及びそれに対する当社グループの考え方は以下のとおりです。

項番	ご意見の概要	当社グループの考え方
1	<p>システムへの登録処理上、取扱対象となる非上場株式の銘柄情報を取扱開始前の相応の時期までに把握しておく必要があることから、取扱対象となった非上場株式については、上場株式と同様のタイミングで（取扱開始日の1ヶ月前迄を目途に）、Target 保振サイトで公表いただきたい。</p>	<p>取扱対象となる非上場株式の銘柄情報は、上場株式と同様に、取扱開始日の概ね3週間前※に Target 保振サイトにて制度利用者にお知らせします。</p> <p>※上場株式の銘柄情報については、取扱開始日の概ね3週間前（新規上場日の概ね1か月前）に Target 保振サイトにて制度利用者にお知らせしています。</p>
2	<p>非上場株式のコーポレート・アクション情報の収集や管理には相応の負荷がかかるため、銘柄情報管理やコーポレート・アクション情報管理の効率化の観点から、以下のような何らかの対応をいただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーポレート・アクションや企業イベントの情報開示を、非上場会社の HP 上にて上場会社と同水準の頻度・内容で行う。 ・非上場会社がコーポレート・アクション情報を機構へ通知する際、事前にその資料を HP に掲載し、Target 保振サイトで 	<p>非上場株式に係るコーポレート・アクション情報については、発行者における事務負担を考慮して開示等の追加的な対応は求めず、上場株式と同様に、発行者から通知された情報を Target 保振サイトにて制度利用者にお知らせする運用を想定しています。</p>

	<p>その HP の URL も併せて掲載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 取扱対象となった非上場株式会社については、東証 TMI (Tokyo Market Information) でのデータ配信対象とする。 	
3	<p>非上場株式に係る配当金の情報（基準日や支払日、1株当たりの単価情報）や、株主総会に係る情報（基準日や総会日）の収集については相応の負荷がかかるため、定期的（週1回程度）に Target 保振サイトに CSV ファイル形式で掲載いただきたい。</p>	<p>非上場株式に係る配当金や株主総会に関する情報のうち、振替制度との関連性や実務上の必要性等に鑑みて当社グループで公表することが適当と考えられる情報については、Target 保振サイトにてお知らせする方向で具体的な運用を検討します。</p>
4	<p>配当金の情報は、投資家における配当性向や支払時期等の把握、あるいは証券会社からお客様へのご案内等に関して必要な情報であると認識している。</p> <p>しかし、上場株式は有価証券上場規程により適時開示義務が課されているが、非上場株式会社については課されていない。</p> <p>したがって、非上場株式会社については機構の規則により通知義務を定め、Target 保振サイトに掲載していただきたい。</p>	
5	<p>上場株式と非上場株式を株式銘柄コードにより判別できるようにする観点から、非上場株式の場合には株式銘柄コードに特定の英字を使用するなど、機構で取扱対象となる非上場株式に係る株式銘柄コードの取扱い要領（ルール）を設定・公表いただきたい。</p>	<p>上場株式と非上場株式とで異なるコード体系とした場合、機構取扱銘柄である非上場株式が新規上場する際などに株式銘柄コードを再設定することとなり、制度利用者において負担や混乱が生じる可能性があることから、上場株式と非上場株式は同様のコード体系とすることを予定しています（証券コード協議会の定める「株式及び公社債銘柄コード設定、変更及び削除に関</p>

		<p>する取扱い要領」が、非上場株式の株式銘柄コードにも適用されます)。</p> <p>取扱対象となる銘柄の上場・非上場の判別については、Target保振サイトにて制度利用者にお知らせします。</p>
--	--	--

意見提出者： 1～3、5＝日本マスタートラスト信託銀行株式会社、4＝野村証券株式会社

以 上